

生駒市生涯学習施設整備等に伴う調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

生駒市生涯学習施設7施設は空調設備をはじめ多種多様な設備を持つ施設であるが、いずれも開館から20年以上経過し、老朽化による建物本体の損傷をはじめ、設備の故障や不具合が頻発して発生している。

実際に、故障履歴の多いものや安全性に関わるものを最優先に整備を進めている。

今後も市民の生涯学習、文化の拠点施設として必要であることから、安定した施設運営と維持管理に向け、計画的な改修や更新時期及び改修規模の検討を行い、施設及び設備の状況を把握するために実施する。

(2) 件名

生駒市生涯学習施設整備等に伴う調査業務

(3) 業務内容

対象施設における現状分析及び課題抽出（現地調査含む）、整備等の方向性の提案（計画との関連付け、長寿命化に関する検討、改修・修繕に関する検討、概算工事費等の試算）、調査報告書の作成業務、打合せ及び記録等、成果品の作成（電子データ）、上記業務における日程調整及びスケジュール管理（別紙仕様書参照）

(4) 業務期間

契約締結日（令和7年9月中旬を予定）～令和8年9月30日

2 業務に要する費用（予定価格）（税込）

令和7年度 15,840,000円 調査等業務

令和8年度 16,940,000円 報告書作成業務

計 32,780,000円

なお、参考見積書の金額が、各年度の業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

2者以上の事業者で構成する共同企業体での参加も可能とするが、その場合においては、当該共同企業体の構成団体についても次の(1)から(7)の事項をすべて満たさなければならない。なお、構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成団体になることはできないものとする。

(1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。ただし、上記申請書を提出していないものは、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。

① 誓約書（暴力団排除関係）（様式10）

② 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し

③ 個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し

- ④ 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- ⑤ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年7月14日（月）15：00まで（必着）

(2) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス：sports@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

※電子メール送付時は、件名を「生駒市生涯学習施設整備等に伴う調査業務に係る質問事項」として、メールを送付すること。

(3) 回答日

令和7年7月18日（金）14：00頃

(4)回答方法

市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
 - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部（副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。）
 - ア 会社概要（様式3）
 - イ 技術者の概要（様式4）
 - ウ 業務実績調書（様式5）
 - エ 担当技術者調書（様式6）
 - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）
 - カ 再委託調書（様式8）※再委託する場合のみ提出すること。
※再々委託も含め、全て記載すること。 - キ 工程表（様式9）
 - ク 共同企業体協定書（様式11）
- ※共同企業体での参加の場合のみ提出すること。
- ケ 企画提案書（任意様式）※企画提案書等作成要領に基づき作成すること。- コ 参考見積書（任意様式）
※令和7年度及び令和8年度の各年度の金額と合計金額をそれぞれ記載すること。- ③ 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していないものはサ～ソ 原本1部
 - サ 誓約書（暴力団排除関係）（様式10）
 - シ 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
 - ス 個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
 - セ 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し
 - ソ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和7年8月6日（水）17時00分まで（必着）
 - ② 提出場所 生駒市役所 生涯学習部 スポーツ振興課（市役所3階45番窓口）
 - ③ 提出方法 持参又は郵送
- ※ 郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
-
- ※ 持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者（3者程度）を選定します。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和7年8月14日(木)予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案者（受託候補者）を特定する。

実施日：令和7年8月26日(火)午後実施予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果をメールにより通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の案内を合わせて通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

■事業者・見積書 評価基準

審査項目	評価基準	配点
①業務実績	過去5年間の自治体での同種の調査業務等の受託実績（令和2年度～令和6年度）	5点
②業務実施体制	技術責任者及び担当技術者の配置状況及び実績から、本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、円滑で確実な業務を遂行可能と判断できる体制が準備されているか。	10点
③見積金額 （見積金額が予定価格を越えた場合は失格とする）	予定価格に対する見積金額の比率に応じて加点する。 【予定価格】 令和7年度 15,840,000円 調査等業務 令和8年度 16,940,000円 報告書作成業務 計 32,780,000円	5点
小計		20点

■調査業務 評価基準

審査項目	評価基準	配点
④調査・現状分析	対象施設の建物・設備の劣化状況を調査及び現状分析方法についての的確に提案されているか。	15点
⑤課題抽出の整理	対象施設の課題抽出方法についての的確に提案されているか。	10点
⑥整備等の方向性の提案	調査結果や現状分析、課題抽出等を鑑み、施設に係る整備等の方向性の提案となっているか。 また、関連計画との関連付けや長寿命化の検討、改修や修繕に関する検討、概算工事費等の試算についての的確に提案されているのか。	20点
⑦その他追加提案等	検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案や、独自の工夫が提案されているか。	10点
⑧企画提案の明瞭度	企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。	10点
⑨業務内容の理解度及び提案内容の着眼点	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。	10点
⑩工程について	調査業務を進める上で、適切で無理のない工程となっているか。 また、提出時期や協議内容等に関する提案がされているか。	5点
小計		80点
合計		100点

8 日程

公示	令和7年7月7日（月）
質問受付締切	令和7年7月14日（月）15時00分まで（電子メール）
質問回答	令和7年7月18日（金）14時00分頃
企画提案書等受付締切	令和7年8月6日（水）17時00分まで（持参又は郵送）

第1次審査	令和7年8月14日(木)予定
第2次審査	令和7年8月26日(火)午後予定
結果通知	令和7年8月下旬～9月上旬予定
契約締結	令和7年9月上旬予定
業務開始	令和7年9月上旬予定

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが「2 業務に要する費用（予定価格）」を超えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。
ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 生涯学習部 スポーツ振興課 担当：大畑・下出
〒 630-0288 奈良県 生駒市東新町 8番38号
Tel 0743-74-1111 （内線 3770・3771）
Fax 0743-74-9100
メールアドレス：sports@city.ikoma.lg.jp

企画提案書等作成要領

1 企画提案書（任意様式）

以下の内容を項目別に分けて記載すること。

ア 生駒市生涯学習施設整備等に伴う調査の方針

イ 「7 評価基準及び配点」のうち「③現状分析及び課題抽出～⑥その他追加提案等」

2 参考見積書（任意様式）

令和7年度及び令和8年度の各年度の金額と合計金額をそれぞれ記載すること。

3 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 匿名での提案審査が可能となるよう、企画提案書（任意様式）には提案者名や提案者名が推定できる記載を行わないこと。
- (2) ページ数は、表紙・目次を除き15ページ（片面印刷）以内にすること。
- (3) 大きさは原則A4判とすること。必要があればA3判を折りたたんで使用しても良いが、この場合は、2ページとしてカウントする。
- (4) 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。図又はイラストは必要に応じて使用可とする。
- (5) カラーでの作成は可能とする。
- (6) 複数の応募又は複数の事業計画書の提出は認めない。
- (7) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、正本と副本とが識別できるよう提出すること。

4 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の変更、撤回及び返却は認めない。
- (3) 企画提案書は、本プロポーザル以外には提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開条例に基づく公開を除く。